

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 (届出者)の名称	①株式会社第一ビルディング ②明治安田ビルマネジメント株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	①東京都中央区京橋二丁目4番12号 ②東京都品川区西五反田二丁目27番4号
工場等の名称	金山総合ビル
工場等の所在地	名古屋市中区金山一丁目12番14号
業種	不動産業、物品賃貸業
業務部門における 建築物の主たる用途	事務所
建築物の所有形態	貸ビル等(賃貸している建築物)
事業の概要	不動産賃貸管理業
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和4年6月20日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	(場所) 金山総合ビル防災センター
		ホーム ページ	(HPアドレス)
		冊子	(冊子名・ 入手方法)
		その他	(その他詳細)
公表に係る問合せ先	052-331-9102		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

第一生命保険株式会社及び明治安田生命保険相互会社は地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて持続的発展が可能な社会実現に貢献致します。

① 継続的な環境改善

PDC Aサイクルに基づく環境施策の継続的な改善をはかります。

② 省資源・省エネルギーの推進

使用する電力、燃料等のエネルギー使用量を令和6年度までに令和3年度比1%削減します。

③ 従業員への環境教育及び社外への環境コミュニケーションの推進

従業員に対して環境教育を進め社外に対しては環境情報の公開を進めます。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

金山総合ビル区分所有者

第一生命保険株式会社

明治安田生命保険相互会社



金山総合ビル管理者

株式会社第一ビルディング(名古屋支店) 支店長

明治安田ビルマネジメント株式会社(中部センター) センター長



貸借先事業者



管理委託請負業者

グローブシップ株式会社(名古屋支店)

指針第 1 号様式

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		1,358	t-CO ₂
① （温室効果ガス除く 二酸化炭素換算）	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		1,358	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量
------------------	------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総 排 出 量	1,358	t-CO ₂	1,345	t-CO ₂	1.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排 出 量		CO ₂		CO ₂		%

（2）目標設定の考え方

証明器具のLED化等で温室効果ガスを3年間で1.0%消滅する。

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

[illegible]

指針第 1 号様式

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組